

令和元年9月17日

議会運営委員会

委員長 三田 勝久 様

議会改革検討協議会

座長 杉江 友介

協議結果について（報告③）

当協議会では、議会機能のより一層の充実強化に向けて協議・検討を行っておりますが、このたび、「本会議の質問回数等の見直しに伴う理事者の負担軽減策」について、下記のとおりご報告いたします。

つきましては、貴委員会理事会において取扱いを協議いただきますようお願いいたします。

記

（1）委員会への理事者出席の取扱いについて

令和元年9月定例会（前半）において、別紙（案）のとおり試行実施する。

なお、本会議への理事者出席の取扱いについては、委員会における試行実施の結果を踏まえ、改めて当協議会において協議する。

（2）委員会審査における理事者への質問項目の早期提示について

委員から質問項目を早期に提示することが、理事者にとって負担軽減につながるため、可能な範囲で協力する。

委員会への理事者出席の取扱いについて（案）

委員会への理事者の出席については、令和元年9月定例会（前半）において試行的に次のとおり取扱うこととする。

試行実施後、その結果について改めて理事者から意見を聴取したうえで議会運営委員会理事会において今後の取扱いを協議いただく。

《試行実施取扱要領》

1 委員会への出席

- (1) 委員会では、発言通告制を採用していないことから、事前の委員との調整の中で、答弁が必要とされる理事者及び関連する理事者の絞込みが可能な場合にあっては、理事者側で出席者を限定して差し支えない。
- (2) 理事者の入れ替えは休憩時に行う。

2 欠席届の取扱い

以上により、出席しない理事者については、欠席届は不要とする。